個人情報保護規程

一般社団法人タグボート

(目 的)

第1条 一般社団法人タグボート(以下、「法人」という。)は、個人の尊厳を最大限に尊重するという基本理念のもと、個人情報の適正な取り扱いに関して、「個人情報の保護に関する法律」及び「番号法(マイナンバー法)」その他の関連法令等を遵守する。

(利用目的の特定)

- 第2条 本会が個人情報を取り扱うに当たっては、その利用目的をできる限り特定する。
  - 2 本会が取得した個人情報の利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と変更後の利用目的とが相当の関連性を有する合理的な範囲内になければならない。ただし、当該個人がプライバシー情報(「私生活上の事実に関して一般的に公開を望まない内容の情報を言う。」以下同じ。)を含む場合、利用目的を変更するには原則として本人の同意を必要とするものとする。
  - 3 前項に従って個人情報の利用目的を変更した場合には、変更した利用目的について、本人に通 知又は公表しなければならない。

(利用目的外の利用の制限)

- 第3条 法人は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、前条に定める利用目的を超えて個人情報を取り扱ってはならないものとする。
  - 2 前条又は前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ本人 の同意を得ることなく、前条によって特定された利用目的の範囲を超える必要かつ合理的な範囲 において、個人情報を取り扱うことができるものとする。
  - (1) 法令に基づくとき
  - (2) 人の生命、身体の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
  - (3) 公衆衛生の向上の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(取得に関する規律)

- 第4条 法人が個人情報を取得するときには、その利用目的を具体的に特定して明示し、適法かつ適正な方法で行うものとする。ただし、生命、身体の保護のために緊急に必要がある場合には、利用目的を具体的に特定して明示することなく、個人情報を取得できるものとする。
  - 2 本会が個人情報を取得したときには、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速 やかにその利用目的を本人に通知又は公表するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当 する場合には、本人に通知又は公表しなくてもよいものとする。
  - (1) 利用目的を本人に通知又は公表することによって、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき
  - (2) 利用目的を本人に通知又は公表することによって、本会の権利又は正当な利益を害するおそれがあるとき
  - (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合にあって、利用目的を本人に通知又は公表することによって、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
  - (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められたとき

(個人データの適正管理)

- 第5条 法人は、利用目的の達成に必要な範囲内において、常に個人データを正確かつ最新の内容を保 つように努めるものとする。
  - 2 法人は、取り扱う個人データの漏洩、滅失又は毀損の防止、その他個人データの安全管理のために必要かつ適正な措置を講ずるものとする。
  - 3 法人は、個人データを取り扱わせる本会の職員に対し、個人データの安全管理のために必要か つ適切な監督を行うものとする。
  - 4 法人は、個人データの取り扱いの全部又は一部を第三者に委託する場合には、当該第三者に対し、個人データの安全管理のために必要かつ適切な監督を行うものとする。
  - 5 法人は、利用目的に関して保有する必要のなくなった個人データにつき、6ヶ月を超えて保有することのないよう、確実かつ速やかに消去することとする。

(不適正な利用の禁止)

第6条 個人情報は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により利 用してはならないものとする。

(個人データの第三者提供の制限)

- 第7条 法人は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ることなく、 個人データを第三者に提供しないものとする。
  - (1) 法令に基づくとき
  - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
  - (3) 公衆衛生の向上の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
  - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行すること に対して協力する必要がある場合にあって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障 を及ぼすおそれがあるとき
  - 2 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は前項の第三者に該当しない者と する
  - (1) 法人が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取り扱いの全部又は一部を委託する場合。
  - (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合。
  - (3) 個人データを特定の者との間で共有して利用する場合があって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いている場合。なお、利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合には、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

(保存個人データに関する事項の公表)

- 第8条 法人は、保存個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置くものとする。
  - (1) 法人の名称

- (2) 全ての保存個人データの利用目的(第4条第2項第1号ないし第3号に該当する場合を除く)
- (3) 次条第1項及び第10条第1項の規定による求めに応じる手続き
- (4) 本会が行う保有個人データの取り扱いに関する苦情の申出先

(保存個人データの開示)

- 第9条 法人は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示(当該本人が識別される保存個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)を求められたときは、身分証明書等によって本人であることを確認した上で、本人に対して保存個人データを開示するものとする。ただし、開示することによって次の各号のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部を開示しないものとする。
  - (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
  - (2) 法人の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
  - (3) 他の法令に違反することとなる場合
  - 2 前項に定める開示の方法は、次に掲げるいずれかの方法による。ただし、あらかじめ、本人と の間で口頭での回答による開示を合意によって定めている場合には、その方法によるものとする。
  - (1) 電磁的記録の提供による方法
  - (2) 書面の交付による方法
  - 3 自己情報の開示申出は、本人に代わって代理人によって行うことができる。

(保存個人データの訂正、追加、削除、利用停止等)

- 第 10 条 法人は、本人から書面又は口頭によって、開示に係る個人データの訂正、追加、削除又は利用停止を求められたときは、利用目的の達成に必要な範囲において、速やかに必要な調査を行い、理由があることが判明した場合には、その結果に基づいて当該保有個人データの訂正、追加、削除又は利用停止等の措置を採るものとする。
  - 2 法人は、前項に基づいた措置を採ったとき、又は措置を採らない旨を決定したときは、本人に 対し遅滞なくその旨(訂正又は追加した場合には、その内容を含む。)に理由を付して通知するも のとする。

(漏洩等事案に対する措置)

- 第11条 個人データの漏洩等は又はその恐れのある事案(以下「漏洩等事案」という)が発覚 した場合は、漏洩等事案の内容に応じて、次に掲げる事項について必要な措置を講じる。
  - (1) 代表理事その他の責任者への報告及び被害の拡大防止
  - (2) 事実関係の調査及び原因の究明
  - (3) 前号で把握した事実関係による影響範囲の特定
  - (4) 第2号の結果を踏まえた再発防止策の検討及び実施

(漏洩等事案の報告及び本人への通知)

- 第12条 取扱う個人データの漏洩、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして、次に掲げる漏洩等事案が生じたときは、法令の規定に従い、当該事態が生じた旨その他の事項を個人情報保護委員会に報告する。
  - (1) 要配慮個人情報が含まれる個人データ(高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く)の漏洩等が発生し、又は発生するおそれがある事態
  - (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏洩等が

発生し、又は発生するおそれがある事態

- (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏洩等が発生し、又は発生するおそれがある事態
- (4) 個人データに係る本人の数が1,000人を超える漏洩等が発生し、又は発生するおそれがある事態
- 2 前項に規定する漏洩等事案が生じたときは、法令の規定に従い、当該事態が生じた旨 その他の事項を本人に通知する。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の 権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をときは、この限りではない。

(個人情報保護管理者及び苦情対応)

- 第 13 条 法人は、個人情報の適正な管理を図るため、個人情報保護管理者を定め、本会における個人情報の管理に必要な措置を行うものとする。
  - 2 前項に定める個人情報保護管理者は、代表理事とする。
  - 3 法人は、個人情報の取り扱いに関する苦情に適切かつ迅速に解決するため、苦情解決責任者を 定め、本会における個人情報に関する苦情に対応するものとする。
  - 4 前項に定める苦情解決責任者は、代表理事とする。

(職員等の責務)

- 第14条 法人の職員等(ボランティア等の従事者を含む。以下同じ。)又は職員等であった者は、業務 上知り得た個人情報の内容を第三者の漏洩し、又は不当な目的のために利用してはならない。
  - 2 本規程は、個人情報保護を目的とした規程であって、本会の職員等(ボランティア等の従事者を含む。以下同じ。)又は職員等であった者は、プライバシー情報の保護に関しても別途厳格に法令を遵守するように努めるものとする。

(マイナンバー保管責任者及び取扱者)

- 第15条 本会のマイナンバー保管責任者は、代表理事とする。
  - 2 マイナンバーの取扱者は、給与支払い関係事務、社会保険関係事務、雇用保険関係事務、退職 金手続関係事務に携わる職員とする。

附 則

1. この規程は、令和 4年10月 1日 より実施する。